

## 最低賃金に関する実態調査について（報告）

最低賃金に関する基礎調査に係る大阪地方最低賃金審議会への報告について .....	1
最低賃金に関する実態調査に係る不適切な事務処理の再発防止について .....	16
最低賃金に関する基礎調査票（平成 30 年 6 月） .....	17





(労農記者クラブ扱い)

大阪労働局発表  
令和元年8月26日

大阪労働局  
総務調整官 鈴木 博司  
賃金課長 渡邊 和美  
電話 06-6949-6484  
06-6949-6485

## 最低賃金に関する基礎調査に係る大阪 地方最低賃金審議会への報告について

大阪労働局（局長 井上真）では、本年6月に、最低賃金に関する基礎調査に不適切な事務処理の疑いが見つかったことから調査を行ってきましたが、本日、その結果を別添のとおりまとめ、大阪地方最低賃金審議会（会長 服部良子 大阪経済法科大学経営学部教授）に報告しましたので、お知らせします。

参考資料 令和元年7月3日大阪地方最低賃金審議会配布資料

## 大阪労働局の最低賃金に関する基礎調査に係る 不適切な事務処理についての報告

### 1 概要

大阪労働局で実施した最低賃金に関する基礎調査(管内の産業別等の賃金分布を調査するもの。調査実施期間:毎年5月上旬~6月上旬。以下「基礎調査」という。)において、職員2名(局専門官及び局主任)により、不適切な事務処理が行われていたことが判明した。

令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」とのご見解を頂いているところであるが、本事案の経緯、調査結果及び今後の対応について以下のとおり報告する。

### 2 本事案の経緯

大阪の最低賃金の改定額の審議の参考指標として参照される令和元年の基礎調査について、集計作業を行っている中で、数字誤りの可能性に職員が気づいたことが端緒である。

当時集計中の令和元年の調査については、集計作業の中で調査票の精査(事業所に問い合わせる等により確認)を実施した。

また、平成30年7月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した基礎調査の調査結果についても同様の数字誤りの可能性があったことから、令和元年度の最低賃金の改定額を審議する上で、改定元となる平成30年度の最低賃金額の決定に係る審議に影響があったかどうかを確認するため、平成30年調査の調査票の内容を事業所に問い合わせる等して調査票の内容を精査した上で再集計を行った。再集計の結果を元に、令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会において平成30年調査の集計結果の訂正を報告した\*。

さらに、平成26年から29年の調査についても、同様の数字誤りの可能性を把握したため、大阪労働局において本件の詳細を把握する調査を実施した。

※ 令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」との見解をいただいた。

### 3 調査方法

大阪労働局総務部は、本件の事実関係を把握するため、現存する平成 26 年以降の調査票を確認するとともに、以下の職員の計 28 名に対して聴き取り調査を行った。

- ・平成 23 年度以降<sup>\*</sup>に在籍した労働基準部賃金課の管理職員及び本調査の取りまとめを担当した職員
- ・上記以外の平成 26 年度以降に在籍した労働基準部賃金課の本調査に関わった職員（既に退職し連絡が取れない者及び休職中の者を除く）

※後述する職員 A は、局専門官として平成 24 年度から本調査担当として在籍していた。

併せて、2 で述べた再集計作業で把握された事実と照らし合わせて確認を行った。

### 4 調査結果

#### (1) 現存する調査票より確認されたこと

大阪労働局内に現存する平成 26 年調査から平成 30 年調査までの調査票を確認したところ、それぞれ以下のとおりの①本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ記入担当者欄が空欄のもの、②事業所の労働者数を変更し、それに見合うよう労働者に関する事項を変更しているが、その変更理由が付記されていないもの（以下「不適切処理が疑われる調査票」という。）が認められた。

	調査対象事業所数	不適切処理が疑われる調査票
平成 26 年	5284	240
平成 27 年	4153	351
平成 28 年	4378	252
平成 29 年	4772	368
平成 30 年	4960	316

#### (2) 平成 30 年調査の再集計の過程で把握されたこと

平成 30 年調査の不適切処理が疑われる調査票 316 事業所分について、2 で述べた再集計作業での事業所への問い合わせにより、以下のことが確認された。

不適切処理が疑われる調査票の内訳	事業所数
調査票の修正が当時の事業所の実態と合っていることが確認されたもの	5
本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ、事業所に調査票の提出した事実がない、又は提出した事実が不明なもの	134
労働者の数の不適切な変更とそれに対応する労働者の個別データ欄の変更（個別労働者のデータ削除、又は追加）が行われていたもの	111
事業所の確認が取れず修正の経緯が不明なもの	66

### (3) 聞き取り調査から把握されたこと

聞き取り調査から、基礎調査のとりまとめを行っていた職員A（局専門官）及びその指示を受けた職員B（局主任）が平成29年及び平成30年について調査事業所数を確保するために独断で不適切な事務処理を行った事実を認めた。また、平成26年から平成28年までについても、職員Aが独断でかつ単独で不適切な事務処理を行った事実を認めた。

なお、聞き取り調査からその他の職員の不適切な事務処理はなかった。

## 5 原因分析

### (1) 調査関係者のコンプライアンス意識の欠如

今回の事案は、職員Aは調査票を勝手に修正することが不適切であるとの認識はあったものの、企業規模を変更する程度は問題ないと考えていたことや一部の業種で回収率が悪いことを理由に調査事業所数を確保するため調査票を書き換えるなど、統計に対する誤った認識と、コンプライアンス意識が欠如する中で、このような不適切な事務処理を行っていたこと。

### (2) 管理者の不十分な管理

管理職員が業務のチェックや進捗管理、必要に応じた局内の支援体制の構築をしておらず、職員Aの不適切な事務処理を把握できていなかったこと。

## 6 再発防止策

### (1) 調査関係者に対する研修の実施

新たに賃金課に配置された職員に対し、基礎調査の目的や調査方法等について研修を行うとともに、毎年、基礎調査を実施する際には賃金課の職員に対し、今回の事案も踏まえて不適切な事案の例示を示しつつ、適切な事務処理の実施やコンプライアンス意識の徹底に向けた教育を管理職員より行う。

### (2) 組織的な業務の実施

調査票の回収から最低賃金審議会専門部会の資料作成に至るまで、賃金課長及び主任賃金指導官によるチェックをマニュアル化し、必要に応じて局内における支援体制を構築する。

また、賃金課長及び主任賃金指導官が進行管理をしながら、一人の担当が長期に業務を抱え込むことがないように、一つの業務を複数職員が担当し相互に指摘し合える体制を構築し、組織的な業務の実施を行う。

## 平成 30 年度最低賃金に関する基礎調査について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づいて、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的とする。

#### (2) 調査の範囲

##### ① 事業所

次のアないしクの産業に属し、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は 100 人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）は 30 人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

##### ② 労働者

6 月 1 日において、①に掲げる事業所に雇用される労働者

#### (3) 調査事項

##### ① 事業所に関する事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 事業所の労働者数

ウ 労働組合の有無

##### ② 労働者に関する事項

ア 性

イ 就業形態

ウ 年齢

エ 勤続年数

オ 職種又は仕事の内容

カ 当年 6 月分の賃金形態

キ 当年 6 月分の基本給額（見込額）

ク 当年 6 月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）

ケ 当年 6 月分の月間所定労働日数

コ 当年 6 月分の 1 日の所定労働時間数

#### (4) 調査の実施期間

5 月上旬～6 月上旬



## 2. 集計値の訂正

平成 30 年 7 月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した、「平成 30 年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

### (1) 平成 30 年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前 <sup>(注1)</sup>	②修正後	②-①
賃金の引上げが必要な労働者数 <sup>(注2)</sup>	278 千人	279 千人	+1 千人
影響率 <sup>(注3)</sup>	19.3%	19.4%	+0.1%

(注1)平成30年8月2日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値

(注2)大阪府最低賃金を時間額 936 円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数

(注3)最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

### (2) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	②-①
時間当平均賃金額	1,453 円	1,461 円	+8 円
中位数 (時間当賃金額)	1,194 円	1,196 円	+2 円

(再集計前)

賃金分布表(1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表) 30年 賃金分布表(1) 地域:大阪府 産業:地域別最低賃金適用産業 就業形態:(全て) 規模:(全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,440,173	22,579	43,783	1,047,194	123,324	90,675	112,618
円	15,245			6,332	1,789	3,225	3,899
-	799	(1.1)		(0.6)	(1.5)	(3.6)	(3.5)
800 -	809	2,706	181	1,630	60	517	318
		(0.2)	(0.4)	(0.2)	(0.0)	(0.6)	(0.3)
810 -	819	404		296		83	24
		(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.0)
820 -	829	465		102	57	155	151
		(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
830 -	839	554		142		103	309
		(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.3)
840 -	849	949	271	561		39	77
		(0.1)	(0.6)	(0.1)		(0.0)	(0.1)
850 -	859	2,608		2,245		44	318
		(0.2)		(0.2)		(0.0)	(0.3)
860 -	869	791	191	447			152
		(0.1)	(0.4)	(0.0)			(0.1)
870 -	879	2,373		777		695	901
		(0.2)		(0.1)		(0.8)	(0.8)
880 -	889	2,175		1,319	144	334	378
		(0.2)		(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.3)
890 -	899	2,830		1,595	651	252	333
		(0.2)		(0.2)	(0.5)	(0.3)	(0.3)
900 -	909	57,150	3,361	3,467	39,972	2,331	2,034
		(4.0)	(14.9)	(7.9)	(3.8)	(1.9)	(2.2)
910 -	919	105,540	4,023	5,861	68,377	6,845	9,511
		(7.3)	(17.8)	(13.4)	(6.5)	(5.6)	(10.5)
920 -	929	44,709	2,943	3,798	30,331	2,045	1,505
		(3.1)	(13.0)	(8.7)	(2.9)	(1.7)	(1.7)
930 -	939	42,718	4,291	3,989	23,688	3,202	2,668
		(3.0)	(19.0)	(9.1)	(2.3)	(2.6)	(2.9)
940 -	949	28,292	2,538	2,146	14,909	830	4,977
		(2.0)	(11.2)	(4.9)	(1.4)	(0.7)	(5.5)
950 -	959	57,490	1,471	6,603	34,400	3,137	5,404
		(4.0)	(6.5)	(15.1)	(3.3)	(2.5)	(6.0)
960 -	969	19,028	459	1,561	12,885	1,024	819
		(1.3)	(2.0)	(3.6)	(1.2)	(0.8)	(0.9)
970 -	979	14,426	506	1,293	8,974	1,280	1,738
		(1.0)	(2.2)	(3.0)	(0.9)	(1.0)	(1.9)
980 -	989	24,381	506	2,726	18,594	486	973
		(1.7)	(2.2)	(6.2)	(1.8)	(0.4)	(1.1)
990 -	999	9,452		71	6,768	699	452
		(0.7)		(0.2)	(0.6)	(0.6)	(0.5)
1,000 -	1,049	119,429	2,021	6,817	81,394	10,096	7,812
		(8.3)	(8.9)	(15.6)	(7.8)	(8.2)	(8.6)
1,050 -	1,099	56,115		61	43,952	3,123	2,391
		(3.9)		(0.1)	(4.2)	(2.5)	(2.6)
1,100 -	1,149	70,783		1,781	56,588	3,194	4,214
		(4.9)		(4.1)	(5.4)	(2.6)	(4.6)
1,150 -	1,199	44,414		250	36,280	3,306	1,741
		(3.1)		(0.6)	(3.5)	(2.7)	(1.9)
1,200 -	1,249	39,585		602	31,514	4,256	1,925
		(2.7)		(1.4)	(3.0)	(3.5)	(2.1)
1,250 -	1,299	48,312	459	235	36,368	4,841	2,963
		(3.4)	(2.0)	(0.5)	(3.5)	(3.9)	(3.3)
1,300 -	1,349	39,978		918	30,671	2,952	1,594
		(2.8)		(2.1)	(2.9)	(2.4)	(1.8)
1,350 -	1,399	37,838			30,347	3,214	1,746
		(2.6)			(2.9)	(2.6)	(1.9)
1,400 -	1,499	80,229		918	64,986	7,628	3,091
		(5.6)		(2.1)	(6.2)	(6.2)	(3.4)
1,500 -		469,204		44	360,750	56,134	27,669
		(32.6)		(0.1)	(34.4)	(45.5)	(30.5)
月平均賃金額	199,973	54,145	71,328	210,742	250,037	182,152	138,614
時間当り平均賃金額	1,453	941	978	1,467	1,760	1,388	1,333
月一人当たり労働時間数	133	57	73	139	141	132	107
第1・20分位数	909	909	909	909	910	872	873
第1・10分位数	910	909	910	910	920	910	909
第1・4分位数	950	910	920	980	1,025	946	930
中位数	1,194	930	950	1,247	1,420	1,083	1,019
四分位偏差係数	0.3004	0.0166	0.0422	0.2821	0.3595	0.2941	0.2307

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

(再集計値)

賃金分布表(1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表) 30年 賃金分布表(1) 地域:大阪府 産業:地域別最低賃金適用産業 就業形態:(全て) 規模:(全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,440,173	22,499	44,078	1,033,027	125,521	95,234	119,815
円	15,465			6,767	2,123	2,796	3,778
-	799	(1.1)		(0.7)	(1.7)	(2.9)	(3.2)
800 -	809	2,996	149	1,653	74	700	419
		(0.2)	(0.3)	(0.2)	(0.1)	(0.7)	(0.3)
810 -	819	396		263		106	27
		(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.0)
820 -	829	535		134	54	196	151
		(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
830 -	839	550		107		117	327
		(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.3)
840 -	849	953	271	560		43	79
		(0.1)	(0.6)	(0.1)		(0.0)	(0.1)
850 -	859	2,862		2,478		43	341
		(0.2)		(0.2)		(0.0)	(0.3)
860 -	869	859	193	505			161
		(0.1)	(0.4)	(0.0)			(0.1)
870 -	879	2,980		1,019		861	1,101
		(0.2)		(0.1)		(0.9)	(0.9)
880 -	889	2,425		1,430	187	379	429
		(0.2)		(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.4)
890 -	899	3,271		1,838	833	267	333
		(0.2)		(0.2)	(0.7)	(0.3)	(0.3)
900 -	909	50,660	3,458	3,479	32,725	2,596	1,844
		(3.5)	(15.4)	(7.9)	(3.2)	(2.1)	(1.9)
910 -	919	110,078	4,129	5,845	70,269	7,422	10,653
		(7.6)	(18.4)	(13.3)	(6.8)	(5.9)	(11.2)
920 -	929	46,198	3,128	4,093	30,806	2,184	1,611
		(3.2)	(13.9)	(9.3)	(3.0)	(1.7)	(1.7)
930 -	939	41,563	4,096	3,873	22,576	3,088	2,530
		(2.9)	(18.2)	(8.8)	(2.2)	(2.5)	(2.7)
940 -	949	28,060	2,641	2,260	14,326	777	5,072
		(1.9)	(11.7)	(5.1)	(1.4)	(0.6)	(5.3)
950 -	959	51,717	938	5,673	30,880	2,943	5,124
		(3.6)	(4.2)	(12.9)	(3.0)	(2.3)	(5.4)
960 -	969	19,553	626	1,542	12,684	1,060	762
		(1.4)	(2.8)	(3.5)	(1.2)	(0.8)	(0.8)
970 -	979	13,648	469	1,238	8,567	1,171	1,503
		(0.9)	(2.1)	(2.8)	(0.8)	(0.9)	(1.6)
980 -	989	26,707	469	3,026	20,111	449	1,218
		(1.9)	(2.1)	(6.9)	(1.9)	(0.4)	(1.3)
990 -	999	8,504		112	5,343	688	460
		(0.6)		(0.3)	(0.5)	(0.5)	(0.5)
1,000 -	1,049	123,266	1,918	6,570	83,579	10,242	8,476
		(8.6)	(8.5)	(14.9)	(8.1)	(8.2)	(8.9)
1,050 -	1,099	55,318		50	42,557	2,849	2,666
		(3.8)		(0.1)	(4.1)	(2.3)	(2.8)
1,100 -	1,149	71,881		1,729	56,508	3,350	5,073
		(5.0)		(3.9)	(5.5)	(2.7)	(5.3)
1,150 -	1,199	43,674		318	34,865	3,295	2,059
		(3.0)		(0.7)	(3.4)	(2.6)	(2.2)
1,200 -	1,249	39,190		799	31,170	3,870	1,957
		(2.7)		(1.8)	(3.0)	(3.1)	(2.1)
1,250 -	1,299	48,420	626	313	35,695	4,793	3,141
		(3.4)	(2.8)	(0.7)	(3.5)	(3.8)	(3.3)
1,300 -	1,349	40,562		1,252	30,605	3,229	1,639
		(2.8)		(2.8)	(3.0)	(2.6)	(1.7)
1,350 -	1,399	37,577			29,944	3,302	1,895
		(2.6)			(2.9)	(2.6)	(2.0)
1,400 -	1,499	77,770		1,252	61,837	7,617	3,448
		(5.4)		(2.8)	(6.0)	(6.1)	(3.6)
1,500 -		472,532		43	361,224	57,324	28,595
		(32.8)		(0.1)	(35.0)	(45.7)	(30.0)
月平均賃金額	199,874	53,883	72,613	211,421	249,178	181,684	137,356
時間当平均賃金額	1,461	942	986	1,478	1,766	1,391	1,324
月一人当たり労働時間数	133	57	73	139	140	132	107
第1・20分位数	909	909	909	910	910	878	875
第1・10分位数	910	909	910	910	913	910	909
第1・4分位数	958	910	920	987	1,022	946	930
中位数	1,196	930	950	1,250	1,420	1,100	1,010
四分位偏差係数	0.2968	0.0165	0.0422	0.2838	0.3726	0.2869	0.2290

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

## 平成28年及び29年最低賃金に関する基礎調査について

## 1. 調査の概要

## (1) 調査の目的

この調査は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づいて、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的とする。

## (2) 調査の範囲

## ① 事業所

次のアないしクの産業に属し、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）は30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

## ② 労働者

6月1日において、①に掲げる事業所に雇用される労働者

## (3) 調査事項

## ① 事業所に関する事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 事業所の労働者数

ウ 労働組合の有無

## ② 労働者に関する事項

ア 性

イ 就業形態

ウ 年齢

エ 勤続年数

オ 職種又は仕事の内容

カ 当年6月分の賃金形態

キ 当年6月分の基本給額（見込額）

ク 当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）

ケ 当年6月分の月間所定労働日数

コ 当年6月分の1日の所定労働時間数

## (4) 調査の実施期間

5月中旬～6月中旬

## 2. 集計値の訂正

(1) 平成 28 年 7 月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した「平成 28 年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

### ア) 平成 28 年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前 <sup>(注1)</sup>	②修正後	②-①
賃金の引上げが必要な労働者数 <sup>(注2)</sup>	253 千人	258 千人	+5 千人
影響率 <sup>(注3)</sup>	18.7%	19.1%	+0.4%

(注1) 平成 28 年 8 月 4 日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値

(注2) 大阪府最低賃金を時間額 883 円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数

(注3) 指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

### イ) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	②-①
時間当平均賃金額	1,376 円	1,379 円	+3 円
中位数 (時間当賃金額)	1,152 円	1,146 円	-6 円

(2) 平成 29 年 7 月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した「平成 29 年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

### ア) 平成 29 年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前 <sup>(注1)</sup>	②修正後	②-①
賃金の引上げが必要な労働者数 <sup>(注2)</sup>	292 千人	302 千人	+10 千人
影響率 <sup>(注3)</sup>	20.3%	21.0%	+0.7%

(注1) 平成 29 年 8 月 3 日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値

(注2) 大阪府最低賃金を時間額 909 円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数

(注3) 指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

### イ) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	②-①
時間当平均賃金額	1,395 円	1,388 円	-7 円
中位数 (時間当賃金額)	1,186 円	1,155 円	-31 円

# 平成28年最低賃金に関する基礎調査（再集計前）

賃金分布表（1）（地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表）  
28年

賃金分布表（1）

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：（全て）

規模：（全て）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,349,940	28,905	40,131	986,670	101,330	87,261	105,642
円	9,848			5,185	831	1,036	2,795
-	729	(0.7)		(0.5)	(0.8)	(1.2)	(2.6)
730 -	739	183		183			
		(0.0)		(0.0)			
740 -	749	80		80			
		(0.0)		(0.0)			
750 -	759	1,282		861		42	379
		(0.1)		(0.1)		(0.0)	(0.4)
760 -	769	1,713		737	200		777
		(0.1)		(0.1)	(0.2)		(0.7)
770 -	779	1,103		1,103			
		(0.1)		(0.1)			
780 -	789	946	201	648	97		
		(0.1)	(0.5)	(0.1)	(0.1)		
790 -	799	347		268			79
		(0.0)		(0.0)			(0.1)
800 -	809	7,525	67	2,129	534	2,125	2,670
		(0.6)	(0.2)	(0.2)	(0.5)	(2.4)	(2.5)
810 -	819	2,485	38	1,127		244	1,075
		(0.2)	(0.1)	(0.1)		(0.3)	(1.0)
820 -	829	2,173	236	1,830	38	69	
		(0.2)	(0.8)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	
830 -	839	1,779		794	553		432
		(0.1)		(0.1)	(0.5)		(0.4)
840 -	849	3,221	236	2,036	455	236	258
		(0.2)	(0.6)	(0.2)	(0.4)	(0.3)	(0.2)
850 -	859	51,971	4,624	3,141	26,257	4,236	9,472
		(3.8)	(16.0)	(7.8)	(2.7)	(4.2)	(9.0)
860 -	869	115,411	15,831	6,116	64,792	6,330	12,847
		(8.5)	(54.8)	(15.2)	(6.6)	(6.2)	(12.2)
870 -	879	42,277	621	5,340	25,173	4,736	4,572
		(3.1)	(2.1)	(13.3)	(2.6)	(4.7)	(4.3)
880 -	889	35,721	1,891	2,332	23,520	2,560	2,665
		(2.6)	(6.5)	(5.8)	(2.4)	(2.5)	(2.5)
890 -	899	26,622	1,043	654	21,996	143	916
		(2.0)	(3.6)	(1.6)	(2.2)	(0.1)	(0.9)
900 -	949	128,297	4,520	11,594	88,682	5,891	10,157
		(9.5)	(15.6)	(28.9)	(9.0)	(5.8)	(9.6)
950 -	999	69,787		6,222	52,875	4,004	2,684
		(5.2)		(15.5)	(5.4)	(4.0)	(2.5)
1,000 -	1,099	119,191	42	3,333	81,195	8,539	16,243
		(8.8)	(0.1)	(8.3)	(8.2)	(8.4)	(15.4)
1,100 -	1,199	90,975			72,879	4,256	6,516
		(6.7)			(7.4)	(4.2)	(6.2)
1,200 -	1,299	90,281		246	68,457	5,502	7,646
		(6.7)		(0.6)	(6.9)	(5.4)	(7.2)
1,300 -	1,399	73,470		611	60,359	3,389	4,227
		(5.4)		(1.5)	(6.1)	(3.3)	(4.0)
1,400 -	1,499	60,813			53,358	3,874	1,734
		(4.5)			(5.4)	(3.8)	(1.6)
1,500 -	1,599	73,962	97		60,092	5,028	4,700
		(5.5)	(0.3)		(6.1)	(5.0)	(4.4)
1,600 -	1,699	41,804			34,477	3,458	1,719
		(3.1)			(3.5)	(3.4)	(1.6)
1,700 -	1,799	41,429			34,888	2,826	2,087
		(3.1)			(3.5)	(2.8)	(2.0)
1,800 -	1,899	47,088			40,037	3,052	2,246
		(3.5)			(4.1)	(3.0)	(2.1)
1,900 -	1,999	31,262			25,811	2,735	1,284
		(2.3)			(2.6)	(2.7)	(1.2)
2,000 -		176,895			134,843	28,063	5,461
		(13.1)			(13.7)	(27.7)	(5.2)
月平均賃金額	193,219	46,620	71,658	205,060	247,714	176,029	130,841
時間当平均賃金額	1,376	872	914	1,404	1,650	1,322	1,205
月一人ヨリツガ働時間数	134	54	78	141	142	130	113
第1・20分位数	858	858	858	860	858	850	800
第1・10分位数	860	858	860	860	860	860	850
第1・4分位数	900	860	870	925	932	880	862
中位数	1,152	860	900	1,213	1,339	1,057	1,000
四分位偏差係数	0.3040	0.0117	0.0445	0.3040	0.4383	0.2398	0.1942

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

# 平成28年最低賃金に関する基礎調査（再集計値）

賃金分布表（1）（地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表）  
28年

賃金分布表（1）

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：（全て）

規模：（全て）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,349,940	30,217	41,779	975,820	101,590	85,391	115,143
円	10,922			5,837	970	1,171	2,944
-	(0.8)			(0.6)	(1.0)	(1.4)	(2.6)
730 - 739	164			164			
	(0.0)			(0.0)			
740 - 749	129			96			33
	(0.0)			(0.0)			(0.0)
750 - 759	1,398			988			410
	(0.1)			(0.1)			(0.4)
760 - 769	1,880			870	143		867
	(0.1)			(0.1)	(0.1)		(0.8)
770 - 779	1,205			1,205			
	(0.1)			(0.1)			
780 - 789	1,199		201	820	159		20
	(0.1)		(0.5)	(0.1)	(0.2)		(0.0)
790 - 799	281			174			108
	(0.0)			(0.0)			(0.1)
800 - 809	5,528		67	2,278	486	1,307	1,390
	(0.4)		(0.2)	(0.2)	(0.5)	(1.5)	(1.2)
810 - 819	2,347			960		244	1,142
	(0.2)			(0.1)		(0.3)	(1.0)
820 - 829	1,772	247		1,445		80	
	(0.1)	(0.8)		(0.1)		(0.1)	
830 - 839	2,018			728	598		692
	(0.1)			(0.1)	(0.6)		(0.6)
840 - 849	3,144		280	1,816	463	247	338
	(0.2)		(0.7)	(0.2)	(0.5)	(0.3)	(0.3)
850 - 859	49,394	4,865	3,265	23,267	4,211	3,203	10,583
	(3.7)	(16.1)	(7.8)	(2.4)	(4.1)	(3.8)	(9.2)
860 - 869	120,792	15,236	7,639	65,601	6,675	10,390	15,251
	(8.9)	(50.4)	(18.3)	(6.7)	(6.6)	(12.2)	(13.2)
870 - 879	45,026		4,271	27,595	5,240	1,803	6,117
	(3.3)		(10.2)	(2.8)	(5.2)	(2.1)	(5.3)
880 - 889	34,795	1,975	3,362	20,033	2,730	3,325	3,371
	(2.6)	(6.5)	(8.0)	(2.1)	(2.7)	(3.9)	(2.9)
890 - 899	31,735	1,679	959	25,445	114	2,460	1,077
	(2.4)	(5.6)	(2.3)	(2.6)	(0.1)	(2.9)	(0.9)
900 - 949	115,610	6,142	11,449	76,779	3,736	6,915	10,590
	(8.6)	(20.3)	(27.4)	(7.9)	(3.7)	(8.1)	(9.2)
950 - 999	68,309		5,483	51,673	3,850	3,799	3,504
	(5.1)		(13.1)	(5.3)	(3.8)	(4.4)	(3.0)
1,000 - 1,099	128,365	54	4,070	89,777	6,864	9,623	17,977
	(9.5)	(0.2)	(9.7)	(9.2)	(6.8)	(11.3)	(15.6)
1,100 - 1,199	91,266		32	72,391	4,108	7,279	7,456
	(6.8)		(0.1)	(7.4)	(4.0)	(8.5)	(6.5)
1,200 - 1,299	94,002	20	204	70,531	5,944	8,489	8,813
	(7.0)	(0.1)	(0.5)	(7.2)	(5.9)	(9.9)	(7.7)
1,300 - 1,399	71,135		476	58,833	3,252	5,423	3,150
	(5.3)		(1.1)	(6.0)	(3.2)	(6.4)	(2.7)
1,400 - 1,499	60,830			54,112	3,982	1,409	1,326
	(4.5)			(5.5)	(3.9)	(1.7)	(1.2)
1,500 - 1,599	69,797			57,133	5,182	3,085	4,397
	(5.2)			(5.9)	(5.1)	(3.6)	(3.8)
1,600 - 1,699	41,637		20	33,535	4,035	2,319	1,729
	(3.1)		(0.0)	(3.4)	(4.0)	(2.7)	(1.5)
1,700 - 1,799	41,830			34,291	3,528	1,404	2,607
	(3.1)			(3.5)	(3.5)	(1.6)	(2.3)
1,800 - 1,899	46,985			39,950	2,957	1,645	2,434
	(3.5)			(4.1)	(2.9)	(1.9)	(2.1)
1,900 - 1,999	26,154			21,361	2,000	1,984	809
	(1.9)			(2.2)	(2.0)	(2.3)	(0.7)
2,000 -	180,291			136,132	30,365	7,786	6,008
	(13.4)			(14.0)	(29.9)	(9.1)	(5.2)
月平均賃金額	191,876	48,863	73,905	204,061	253,926	168,878	131,251
時間当り平均賃金額	1,379	873	913	1,409	1,695	1,320	1,194
月一人当たりの労働時間数	133	56	80	140	141	126	114
第1・20分位数	858	858	858	860	858	850	800
第1・10分位数	860	858	860	863	860	860	850
第1・4分位数	900	860	860	937	948	880	862
中位数	1,146	860	900	1,210	1,421	1,010	985
四分位偏差係数	0.3048	0.0176	0.0449	0.2963	0.4339	0.2372	0.1781

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

# 平成29年最低賃金に関する基礎調査（再集計前）

賃金分布表（1）（地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表）

29年

賃金分布表（1）

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：（全て）

規模：（全て）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,436,305	15,815	44,397	1,066,896	112,028	87,758	109,410
円	5,506		1,613	1,174	278	440	2,000
-	729	(0.4)	(3.6)	(0.1)	(0.2)	(0.5)	(1.8)
730 -	739	333					333
		(0.0)					(0.3)
740 -	749	360					360
		(0.0)					(0.3)
750 -	759	886	305	344	204		33
		(0.1)	(0.7)	(0.0)	(0.2)		(0.0)
760 -	769	1,430		481		308	641
		(0.1)		(0.0)		(0.4)	(0.6)
770 -	779	250	184			65	
		(0.0)	(0.4)			(0.1)	
780 -	789	980		811			169
		(0.1)		(0.1)			(0.2)
790 -	799	1,300			65	168	1,066
		(0.1)			(0.1)	(0.2)	(1.0)
800 -	809	4,053	277	1,135	533	134	1,974
		(0.3)	(0.6)	(0.1)	(0.5)	(0.2)	(1.8)
810 -	819	181		46		74	60
		(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.1)
820 -	829	1,732		1,269		134	329
		(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.3)
830 -	839	1,015	261	731			22
		(0.1)	(0.6)	(0.1)			(0.0)
840 -	849	2,327	36	2,074		181	37
		(0.2)	(0.1)	(0.2)		(0.2)	(0.0)
850 -	859	10,705		5,150	593	1,053	3,910
		(0.7)		(0.5)	(0.5)	(1.2)	(3.6)
860 -	869	3,337		2,957		102	278
		(0.2)		(0.3)		(0.1)	(0.3)
870 -	879	2,872	308	2,073	184	65	243
		(0.2)	(0.7)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.2)
880 -	889	78,051	9,920	9,404	40,869	3,564	6,120
		(5.4)	(62.7)	(21.2)	(3.8)	(3.2)	(7.0)
890 -	899	72,528	599	5,127	46,750	4,176	7,109
		(5.0)	(3.8)	(11.5)	(4.4)	(3.7)	(8.1)
900 -	909	111,548	2,553	8,258	75,570	6,349	7,961
		(7.8)	(16.1)	(18.6)	(7.1)	(5.7)	(9.1)
910 -	919	25,630	1,066	1,579	18,362	2,360	1,229
		(1.8)	(6.7)	(3.6)	(1.7)	(2.1)	(1.4)
920 -	929	24,318		839	17,048	3,132	1,123
		(1.7)		(1.9)	(1.6)	(2.8)	(1.3)
930 -	939	24,489	389	1,215	17,657	2,094	1,783
		(1.7)	(2.5)	(2.7)	(1.7)	(1.9)	(2.0)
940 -	949	12,754		243	8,646	1,118	1,292
		(0.9)		(0.5)	(0.8)	(1.0)	(1.5)
950 -	999	95,292	531	5,994	67,339	6,853	6,054
		(6.6)	(3.4)	(13.5)	(6.3)	(6.1)	(6.9)
1,000 -	1,099	145,503	8	6,839	99,926	10,895	11,238
		(10.1)	(0.1)	(15.4)	(9.4)	(9.7)	(12.8)
1,100 -	1,199	105,704	749	1,565	87,949	4,977	5,823
		(7.4)	(4.7)	(3.5)	(8.2)	(4.4)	(6.6)
1,200 -	1,299	99,741		63	81,808	7,375	3,194
		(6.9)		(0.1)	(7.7)	(6.6)	(3.6)
1,300 -	1,399	75,849		194	63,418	3,284	3,249
		(5.3)		(0.4)	(5.9)	(2.9)	(3.7)
1,400 -	1,499	71,839		92	64,402	4,041	1,945
		(5.0)		(0.2)	(6.0)	(3.6)	(2.2)
1,500 -	1,599	69,011			55,798	5,217	4,745
		(4.8)			(5.2)	(4.7)	(5.4)
1,600 -		386,780			303,105	44,735	22,169
		(26.9)			(28.4)	(39.9)	(25.3)
月平均賃金額	196,395	56,363	75,018	205,943	239,062	177,369	144,356
時間当り平均賃金額	1,395	903	922	1,416	1,623	1,415	1,197
月一人ヨリツガ働時間数	136	61	80	142	138	128	119
第1・20分位数	883	880	800	885	890	883	800
第1・10分位数	890	880	883	900	900	889	860
第1・4分位数	930	883	883	950	964	904	896
中位数	1,186	885	900	1,242	1,332	1,051	1,000
四分位偏差係数	0.3029	0.0099	0.0378	0.2939	0.4146	0.3316	0.2018

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比



# 平成29年最低賃金に関する基礎調査（再集計値）

賃金分布表（1）（地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表）  
29年

賃金分布表（1）

地域：大阪府

産業：地域別最低賃金適用産業

就業形態：（全て）

規模：（全て）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,436,305	19,799	54,521	1,057,491	105,301	87,315	111,878
円	5,551		1,777	915	64	526	2,268
-	729	(0.4)	(3.3)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(2.0)
730 -	739	376					376
		(0.0)					(0.3)
740 -	749	544		149			395
		(0.0)		(0.0)			(0.4)
750 -	759	1,009	352	346	233		79
		(0.1)	(0.6)	(0.0)	(0.2)		(0.1)
760 -	769	1,275		485		413	376
		(0.1)		(0.0)		(0.5)	(0.3)
770 -	779	221	221				
		(0.0)	(0.4)				
780 -	789	810		609			201
		(0.1)		(0.1)			(0.2)
790 -	799	1,846				210	1,635
		(0.1)				(0.2)	(1.5)
800 -	809	3,312	332	1,276		148	1,556
		(0.2)	(0.6)	(0.1)		(0.2)	(1.4)
810 -	819	136		62			74
		(0.0)		(0.0)			(0.1)
820 -	829	1,965		1,408		148	409
		(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.4)
830 -	839	1,200	291	884			25
		(0.1)	(0.5)	(0.1)			(0.0)
840 -	849	2,560	42	2,143		218	157
		(0.2)	(0.1)	(0.2)		(0.3)	(0.1)
850 -	859	10,880	41	5,161	559	527	4,592
		(0.8)	(0.1)	(0.5)	(0.5)	(0.6)	(4.1)
860 -	869	3,518		3,030		108	379
		(0.2)		(0.3)		(0.1)	(0.3)
870 -	879	3,483	413	2,645	21	110	294
		(0.2)	(0.8)	(0.3)	(0.0)	(0.1)	(0.3)
880 -	889	89,162	12,009	10,589	46,818	4,264	6,343
		(6.2)	(60.7)	(19.4)	(4.4)	(4.0)	(7.3)
890 -	899	78,454	709	6,361	50,701	4,229	7,311
		(5.5)	(3.6)	(11.7)	(4.8)	(4.0)	(8.4)
900 -	909	104,539	3,469	10,835	68,110	5,822	6,356
		(7.3)	(17.5)	(19.9)	(6.4)	(5.5)	(7.3)
910 -	919	31,046	1,635	2,058	22,806	2,518	900
		(2.2)	(8.3)	(3.8)	(2.2)	(2.4)	(1.0)
920 -	929	26,555		1,203	18,897	2,818	1,071
		(1.8)		(2.2)	(1.8)	(2.7)	(1.2)
930 -	939	25,040	497	1,760	16,714	2,298	2,122
		(1.7)	(2.5)	(3.2)	(1.6)	(2.2)	(2.4)
940 -	949	14,311		173	10,274	1,288	1,285
		(1.0)		(0.3)	(1.0)	(1.2)	(1.5)
950 -	999	91,399	588	5,451	66,142	5,619	5,392
		(6.4)	(3.0)	(10.0)	(6.3)	(5.3)	(6.2)
1,000 -	1,099	151,672	8	9,912	103,606	10,327	11,187
		(10.6)	(0.0)	(18.2)	(9.8)	(9.8)	(12.8)
1,100 -	1,199	102,777	884	2,281	83,944	5,133	6,204
		(7.2)	(4.5)	(4.2)	(7.9)	(4.9)	(7.1)
1,200 -	1,299	92,850		71	74,897	6,535	3,867
		(6.5)		(0.1)	(7.1)	(6.2)	(4.4)
1,300 -	1,399	79,411		249	65,781	3,231	3,758
		(5.5)		(0.5)	(6.2)	(3.1)	(4.3)
1,400 -	1,499	69,264		111	62,792	3,189	1,811
		(4.8)		(0.2)	(5.9)	(3.0)	(2.1)
1,500 -	1,599	64,350			50,888	4,838	5,387
		(4.5)			(4.8)	(4.6)	(6.2)
1,600 -		376,790			296,009	42,314	21,912
		(26.2)			(28.0)	(40.2)	(25.1)
月平均賃金額	193,891	55,688	75,881	203,899	241,757	181,003	146,268
時間当平均賃金額	1,388	903	926	1,408	1,655	1,448	1,207
月一人ヨリツカ働時間数	134	61	80	140	136	128	119
第1・20分位数	883	880	835	885	890	883	800
第1・10分位数	890	883	883	890	900	889	850
第1・4分位数	920	883	885	950	959	909	890
中位数	1,155	885	900	1,222	1,303	1,068	1,000
四分位偏差係数	0.3074	0.0100	0.0458	0.2978	0.4557	0.3237	0.2047

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

## 最低賃金に関する実態調査に係る不適切な事務処理の再発防止について

大阪労働局の最低賃金に関する実態調査に係る不適切な事務処理を受けて、令和元年 8 月 27 日に全国都道府県労働局に対して注意喚起の文書を発出しました。今後、下記の再発防止策を実施いたします。

### 記

#### 1. 再発防止策

##### (1) 調査関係者の研修の実施

新任の労働局の管理者及び担当者研修を実施する。研修では、情報技術の知識や統計法令のほか、後述の手引きを用いて具体的な統計業務の実施について研修する。併せて、統計リテラシーの向上、ガバナンスの強化等に関する研修を行うほか、不適正な事例等を紹介し、統計調査に対する国民の信頼の確保及び調査票情報の利活用に資する観点から、調査票について特に適正な管理が必要である旨の研修も行う。

##### (2) 組織的な業務の実施

労働局管理職が進行管理をしながら、組織的な業務を実施できるよう、管理職向けの業務の進行管理実務及びチェックリストを作成し、管理者の管理の徹底を図る。

具体的には、進行管理として、調査開始後、日々回収数をチェックし、調査〆切数日前には、管理者の責任と判断により郵便による督促の実施の要否を判断することとする。

また、すべての調査票について、電子データ化する際は、管理者決裁を行うこととする。その際、管理者は、修正された調査票について事業所の照会記録や修正理由の記載が確実にあることを確認することとする。

なお、上記については、本省が作成する調査の手引きに明文化して、その実施を徹底する。加えて、誤りが確認された場合の初動対応についても明記する。

##### (3) 本省管理の強化

本省においては、各労働局の調査票の回収状況の進捗管理を行い、進捗状況を踏まえた労働局への指導・助言を実施する。

また、今年改正した調査計画に基づき、記入済み調査票と調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については、今後、本省で一元管理・保管することとする。さらに、それらの記入済み調査票に関し、本省でも、(2) で記載した修正された調査票の修正理由の記載等の事務処理が調査の手引きに記載されているとおり実施されていることを確認することとし、適切でない事務処理が見つかった場合は、当該労働局に対し指導を行うこととする。

加えて、調査終了後、調査の実施状況を本省に報告させ、その内容に応じ、調査の実施の改善に向けた調査計画の見直しや調査の手引きの改定の検討を行うこととする。

##### (4) 本省担当による定期的な地方監査

本省の担当者が定期的な地方監査を実施、事務処理のチェック、業務改善の指導を行う。

最低賃金に関する基礎調査票

(平成30年 6月)

この調査票に記入された事項については統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。



政府統計

〔記入上の注意〕

- ※欄は記入しないでください。
  - 平成30年6月1日現在 (ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、平成30年6月分の見込み)の状況を記入してください。
  - 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使っ  (太線) の中について記入してください。
- イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。  
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を①のように○で囲んでください。
- (注Ⅰ) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。  
イ. 事業主、社長 ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員
- (注Ⅱ) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間数の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。
- (注Ⅲ) 2の(14)については、例えば7時間15分は7.3、7時間30分は7.5、7時間45分は7.8と小数点を用いて記入してください。

1. 事業所に関する事項 (注)

(1) 事業所の労働者数(注Ⅰ) (臨時、パートを含む) 平成30年6月1日現在	男	女	計	(2) 事業所における労働組合の有無	あり	なし
	人	人	人		1	2

2. 労働者に関する事項

1の(1)の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。

(1) 連番番号	(2) 労働者番号 (番号、記号、氏名(イニシャル)等の方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますのでそのときに分かるようにしておいてください。)	(3) 性別 男 女	(4) 就業形態 「パート」とは一般の労働者に比べ所定労働時間又は所定労働日数が少ない者です。 一 一般 二 パート	(5) 年齢 6月1日現在 歳	(6) 勤続年数 3月 6月 1年 2年 3年 未満 以上 未満 以上 未満 以上 未満 以上	(7) 職種又は仕事の内容 例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃片付け、洗浄、選別、はんだ付けなどと具体的に記入してください。 なお、技能習得中の場合は(技能習得中)と記入してください。 ※ 職種コード	(8) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額 賃金形態が月給なら月額を、日給なら日額を、時間給なら時間給を、記入してください。実績でなく、欠勤することなく働いた場合(出来高制の場合は通常の能率で働いた場合)に支払われるべき金額を記入してください。			(9) 6月分の諸手当(月額) 6月の所定労働日数を満勤働いた場合に支払われるべき手当の月額を記入してください。				(13) (注Ⅱ) 月間所定労働日数 実労働日数ではなく、休日ときまつている日を除いた所定労働日数を記入してください。	(14) (注Ⅲ) 1日の所定労働時間数 休憩時間を除く。 記入にあたっては、上記(注Ⅲ)を参考にしてください。	※ 事務処理欄
							月給 日給 時間給	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円					
												精皆勤手当	通勤手当			
1		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
2		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
3		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
4		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
5		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
6		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
7		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
8		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
9		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									
0		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3									

注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。